

別表六の二(三)

「19」欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

試験研究費の総額に係る法人税額の特別控除に関する明細書

| | | | |
|----------------------------|---|---|-----|
| 連 結 事 業 年 度 | ・ | ・ | 法人名 |
| | ・ | ・ | |

別表六の二(三) 平三十・四・一以後終了連結事業年度分

御注意

「特定税額控除規定の適用可否」欄の括弧書のいずれかに該当する場合には限り、この制度の適用を受けることができます。

| | | | |
|---|----|---|----|
| 特 定 税 額 控 除 規 定 の 適 用 可 否 | | 可 | |
| <p>（ 連結親法人事業年度が平成30年4月1日前に開始した連結事業年度の場合、別表六の二(二十六)「3」、「7」若しくは「10」の要件のいずれかに該当する場合又は連結親法人が中小連結親法人に該当する連結法人である場合 ）</p> | | | |
| 試 験 研 究 費 の 額 の 合 計 額 (別表六の二(三)付表「2」) | 1 | 円 | 11 |
| 控 除 対 象 試 験 研 究 費 の 額 の 合 計 額 の計算 | 2 | 円 | 12 |
| (1)のうち試験研究費の総額に係る 税額控除の対象とする特別試験研究 費の額の合計額 | 3 | 円 | 13 |
| 控除対象試験研究費の額の合計額 (2)+(3) | 4 | 円 | 14 |
| 増 減 試 験 研 究 費 の 額 (各連結法人の別表六の二(七) 「5」の合計) | 5 | 円 | 15 |
| 増 減 試 験 研 究 費 の 額 (1)-(5) | 6 | 円 | 16 |
| 増 減 試 験 研 究 費 割 合 の計算 | 7 | 円 | 17 |
| (7) > 5% の 場 合 $\frac{9}{100} + ((7) - \frac{5}{100}) \times 0.3$ (小数点以下3位未満切捨て) (0.1又は0.14を超える場合は0.1又は0.14) | 8 | 円 | 18 |
| (7) ≤ 5% の 場 合 $\frac{9}{100} - (\frac{5}{100} - (7)) \times 0.1$ (小数点以下3位未満切捨て) (0.06未満の場合は0.06) | 9 | 円 | 19 |
| 税 額 控 除 割 合 (8)又は(9) (5)=0の場合は0.085) | 10 | 円 | 20 |

「19」欄

試験研究費の総額に係る税額控除を適用している場合
 ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第68条の9第1項」
 ② 「区分番号」欄：「10578」
 ③ 「適用額」欄：「19」欄の金額